

第101回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
株主資本等変動計算書
個別注記表

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

養命酒製造株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yomeishu.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様
に提供しております。

業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため行動規範を定め、個々の役職員が遵守するよう推進を図るとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス意識の普及及び啓発を行う。

ロ 使用人の職務の執行は、各関係部門が法令及び定款に適合することについて確認するほか、必要に応じて法律チェックの担当部署又は顧問弁護士に指導を受けるよう推進する。

ハ 代表取締役社長の直轄の内部監査部門が職務執行に関わる関係法令、経営方針、社内規程その他規範の遵守が行われているか内部監査を行う。

ニ 「内部通報制度運用規程」を整備し、取締役及び使用人は、不正、違法、反倫理的行為が発生した場合又はその恐れがあると判断した場合は内部通報することとし、その事実が確認された場合、代表取締役社長に報告しなければならない。

ホ 反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を行動規範に定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察や顧問弁護士等と連携し、毅然として対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る取締役会、経営会議、経営企画会議等の議事録、稟議書その他の重要な情報は、社内規程に従い適切に保存管理するものとする。

また、これらの文書は取締役の要求があった場合、速やかに提出しなければならない。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 業務活動全体におけるリスク管理に関しては、各関係部門で規程及びガイドラインの制定並びに研修の実施を行うとともに、代表取締役社長の直轄の「コンプライアンス委員会」及びその諮問機関である「危機管理委員会」が社内規程に基づいてリスクの把握・リスク対策の検証を行う。

ロ 代表取締役社長の直轄の内部監査部門が監査計画に基づきリスク対策の有効性の評価を行う。

ハ リスクが発生し、重大な損害が予想される場合には、「コンプライアンス委員会」が対応するとともに、代表取締役、監査等委員会、取締役会及び経営企画会議に報告しなければならない。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会による経営意思決定・監督機能と、執行役員による事業の業務執行機能とを原則として分離し、全社的な事業運営レベルにおける分権経営を強化するために執行役員を設置し、「執行役員規程」に基づき取締役会の定めた業務執行を行う。

ロ 取締役会の意思決定の効率化を図るため、取締役の人員の適正化を図るとともに、コーポレート機能として設置した経営企画会議では、取締役会に付議・報告すべき重要な事項、業務執行状況の管理、経営の執行に係る企画・政策事項について、事前に協議する。

ハ 代表取締役、執行役員及び部門長全員の参加による経営会議において経営方針に基づく業務執行についての協議、執行状況の報告を行う。

ニ 取締役会の監督機能を果たすため、取締役会の決定事項に係る業務の執行状況は、取締役会及び経営会議で報告し、又は決裁書で回議する。

ホ その他の重要な業務の執行について、社内規程により、意思決定を行う機関及び手続の整備を行う。

ヘ 中期経営計画を定め各年度の経営方針を決定し、これに基づいて職務を執行し、業績管理実施要領に基づき経営計画の進捗について定期的に実績の評価及び分析を行う。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項

- イ 現在、当社の規模等を考慮し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いていないが、内部監査部門は、監査等委員会と連携し監査効率の向上を図るよう努めることとする。監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて使用人を置くこととする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ロ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人の人事等については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換を行い決定する。
- ハ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、監査等委員会の指揮命令の下でその職務を遂行する。

⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ 取締役会その他の重要な会議に監査等委員が出席し、取締役の意思決定の過程及び執行状況について効率的な監査が行えるようにする。
- ロ 「コンプライアンス委員会」に監査等委員が出席し、取締役の職務執行の監査を行うとともに、リスクが発生し、重大な損害が予想される場合の対応の監査が効率的に行えるようにする。
- ハ 各種会議議事録、稟議書等の文書は監査等委員会の要求があった場合、速やかに提出するものとし、社内規程による報告体制の整備を行う。
- ニ 取締役及び使用人は、不正、違法、反倫理的行為が発生した場合又はその恐れがあると判断した場合は内部通報することとし、その事実がないことが確認できない場合、監査等委員が出席する「コンプライアンス委員会」を開催する。また、内部通報の通報者に対し、通報を理由とした懲戒処分や不利益な配置転換その他不利益な取扱いを行わない。
- ホ 取締役及び使用人は、財産、評判等を著しく毀損するおそれのあるリスク及びあらかじめ定められたリスクの発生を発見した場合は、直ちに「コンプライアンス委員会」のいずれかの委員及び監査等委員会に報告するものとする。

⑦ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については監査等委員会の要望を受け予算を措置する。また、監査等委員がその職務の執行について、会社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き支払うものとする。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 代表取締役と監査等委員会の定例会議を開催し、会社が抱える問題、リスクについての説明の機会を設けるほか、監査環境等についても意見交換を行う。
- ロ 「内部監査規程」、年間の監査計画等により、内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人との連携について明示し、相互の協力及び情報交換に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

- ・コンプライアンス委員会を年2回開催しました。また、コンプライアンス意識の普及啓発のため、役職員に向けた情報提供を毎月2回行うとともに、各部門のコンプライアンスリーダーによる研修を下半期に実施したほか、個人情報保護に関する研修を実施しました。
- ・社内規程や運用ルールの形骸化とこれに起因したコンプライアンス違反を防ぐことを目的として、業務の法令等への適合性や適正性、効率性の観点から、各部門において社内規程、運用ルール等の見直しを行いました。
- ・内部通報制度の運用状況について定期的にコンプライアンス委員会に報告しました。

② リスク管理に関する取組み

- ・各部門がリスクの自己評価を行い、その結果をコンプライアンス委員会及びその諮問機関である危機管理委員会に報告するとともに、重要なリスクについては、リスクの自己評価の結果や経営環境の変化に応じて適切に管理されているか検証を行いました。
- ・危機管理委員会事務局及び幹事において、重要なリスクが発生した場合に想定される損害について、意見交換を実施しました。

③ 職務執行が効率的に行われることに関する取組み

- ・経営企画会議を毎月開催し、取締役会に付議・報告すべき重要な事項、業務執行状況の管理、経営の執行に係る企画・政策事項について、協議いたしました。また、経営会議を毎月開催し、経営方針に基づく業務執行についての協議、執行状況の報告を行いました。
- ・意思決定の効率化を図ることを主な目的として、意思決定を行う機関及び手続を定める決裁基準の見直しを行いました。
- ・中期経営計画について、業績管理実施要領に基づき定期的に実績の評価及び分析を行いました。

④ 内部監査の取組み

内部監査部門が内部監査計画に基づき全部門を対象としてコンプライアンス監査、業務監査及び会計監査を半年毎に実施し、評価を行うとともに、その結果を取締役会に報告いたしました。

⑤ 監査等委員会監査の取組み

- ・取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会などの重要な会議へ監査等委員が出席するとともに、全事業所を訪問し執行状況の確認を行いました。また、代表取締役と監査等委員の定例会議を開催し、会社が抱える問題、リスクについての説明、監査環境等についての意見交換を行いました。
- ・内部監査部門、監査等委員及び会計監査人との打ち合わせを定期的に実施し、相互の協力及び情報交換を行いました。

株主資本等変動計算書

(平成30年 4 月 1 日から)
(平成31年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	固定資産圧縮特別勘定積立金
当期首残高	1,650,000	404,986	285,718	690,705	412,500	8,471	822,821
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の積立						822,821	
固定資産圧縮積立金の取崩						△10,032	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩							△822,821
別途積立金の積立							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			30,233	30,233			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	30,233	30,233	—	812,789	△822,821
当期末残高	1,650,000	404,986	315,952	720,938	412,500	821,261	—

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	35,431,000	805,268	37,480,062	△4,975,884	34,844,883
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の積立		△822,821	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		10,032	—		—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		822,821	—		—
別 途 積 立 金 の 積 立	250,000	△250,000	—		—
剰 余 金 の 配 当		△550,385	△550,385		△550,385
当 期 純 利 益		686,793	686,793		686,793
自 己 株 式 の 取 得				△119,351	△119,351
自 己 株 式 の 処 分				104,696	134,930
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	250,000	△103,558	136,408	△14,654	151,987
当期末残高	35,681,000	701,709	37,616,470	△4,990,539	34,996,870

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,609,587	△325	6,609,261	41,454,144
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△550,385
当期純利益				686,793
自己株式の取得				△119,351
自己株式の処分				134,930
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△984,166	325	△983,841	△983,841
当期変動額合計	△984,166	325	△983,841	△831,853
当期末残高	5,625,420	—	5,625,420	40,622,290

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

(2) その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品

……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びに太陽光発電設備については、定額法を採用しております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、役員退職慰労引当金残高は従前の制度による在任役員に対する支給予定額であり、平成16年4月以降の要支給額の新たな発生はありません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取家賃」（当事業年度9,832千円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他の営業外収益」に含めて表示しております。

(追加情報)

(役員報酬 B I P 信託に係る取引について)

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1)取引の概要

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型の株式報酬制度である「役員報酬 B I P 信託」を導入しております。

本制度では、取締役等のうち一定の要件を充足するものを受益者とし、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当により取得します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の各事業年度の業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を役員報酬として、毎年一定時期に交付及び給付いたします。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度において167,498千円、73,487株であります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	18,008,510千円
----------------	--------------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	31,581千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 16,500,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	2,772,257	49,679	57,396	2,764,540

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加49,679株は、役員報酬B I P信託による当社株式の取得による増加49,500株、単元未満株式の買取による増加179株によるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少57,396株は、役員報酬B I P信託への譲渡による減少49,500株、役員報酬B I P信託から株式交付対象者への交付による減少7,896株によるものであります。

(注3) 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式73,487株が含まれております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月28日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

① 配当金の総額 550,385千円

② 1株当たり配当額 40円

③ 基準日 平成30年3月31日

④ 効力発生日 平成30年6月29日

(注) 配当金の総額には役員報酬B I P信託が保有する当社株式31,883株に対する配当金1,275千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

令和元年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

① 配当金の総額 552,357千円

② 配当の原資 利益剰余金

③ 1株当たり配当額 40円

④ 基準日 平成31年3月31日

⑤ 効力発生日 令和元年6月28日

(注) 配当金の総額には役員報酬B I P信託が保有する当社株式73,487株に対する配当金2,939千円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	59,993千円
未払事業税等	12,317千円
減価償却費	5,776千円
減損損失	166,834千円
役員退職慰労引当金	14,456千円
その他	88,490千円
繰延税金資産小計	347,868千円
評価性引当額	△155,860千円
繰延税金資産合計	192,007千円

繰延税金負債

前払年金費用	△236,937千円
固定資産圧縮積立金	△350,295千円
その他有価証券評価差額金	△2,372,654千円
繰延税金負債合計	△2,959,887千円
繰延税金負債の純額	△2,767,879千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、資産の保全を第一とし比較的安全性の高い預金、債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入れによる方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して、当社は、与信管理規程を定め、取引先の経営状況に応じた与信枠の設定、取引保証金の受入等を行う体制としております。

有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式は、債券及び主として業務上関連性のある企業の株式であります。

長期預金は、定期預金であります。

債券は、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。また、長期預金は、信用リスクに晒されております。当社では、資金運用管理規程を定め、債券については信用力の高いもののみを対象とし、長期預金については、信用力の高い金融機関とのみ取引をしております。また、償還期限、預入期間が長期に及ぶものについては、長期的な資金需要と金利の動向を勘案して、慎重にその選定を行っております。なお、資金運用管理規程に定め

のない金融商品の取り扱いにつきましては、取締役会の決議事項としております。

株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価の取締役会への報告や、保有先企業との状況を勘案した継続的な見直しを行っております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。

長期預り金は、主に営業債権の保全を目的に取引先から受け入れた取引保証金であります。

営業債務や長期預り金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	7,119,075	7,119,075	—
(2) 売掛金	2,505,271	2,505,271	—
(3) 有価証券及び投資有価証券並びに 関係会社株式			
①満期保有目的の債券	2,500,160	2,506,050	5,889
②その他有価証券	18,300,637	18,300,637	—
(4) 長期預金	4,400,000	4,400,000	—
(5) 買掛金	(262,334)	(262,334)	—
(6) 長期預り金	(1,344,441)	(1,344,441)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式

これらの時価について、債券及び株式は、取引所の価格等によっております。また、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期預金

長期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期預り金

長期預り金は、返済期限がないことから、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額915,656千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、自社ビルの一部賃貸や賃貸用の共同住宅等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
2,382,335	5,375,738

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については重要性を鑑み、主として固定資産税評価額等の適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格で算定したものであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,957円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 50円01銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員報酬ＢＩＰ信託」に残存する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末自己株式は73,487株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は56,410株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。